中小企業における賃上げ促進税制について

「賃上げ促進税制」は、青色申告書を提出している中小企業者等が、前年度より給与等の支給額を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度です。

今回は、「賃上げ促進税制」と「教育訓練費の明細書」について説明したいと思います。

⑥ 賃上げ促進税制の概要

中小企業者等向けの「賃上げ促進税制」の制度概要は下記の通りとなります。

雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大40%を法人税から税額控除できる制度です。 雇用者全体の給与等支給額を前年度比で1.5%以上増加させた場合は15%税額控除、 2.5%以上増加させた場合は、追加で15%税額控除できます。

教育訓練費を前年度比で10%以上増加させた場合は、さらに追加で10%税額控除できます。

適用期間	令和4年4月1日から令和6年3月31日までの期間内に開始する各事業年度 (個人事業主については、令和5年及び令和6年の各年)

	適用条件	控除率
通常要件	雇用者給与等支給額 が前年度と比べて 1.5%以上増加していること	15%
上乗せ要件①	雇用者給与等支給額 が前年度と比べて 2.5%以上増加していること	+15%
上乗せ要件②	<u>教育訓練費の額</u> が前年度と比べて 10%以上増加していること	+10%

[※] 法人税額又は所得税額の20%が上限となります。

● 中小企業者等の条件:下記いずれかに該当すること

- ●資本金又は出資金が1億円以下の法人
- ●資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ●常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主
- ●協同組合等

● 雇用者給与等支給額について

適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される、全ての<u>国内雇用者に対する<mark>給与等</mark>の</u> 支給額を言います。給与等に充てるため他の者から支払いを受ける金額(雇用安定助成金額を除く) がある場合には、その金額を控除する必要があります。

- ●給与等に含まれるものの例 賃金、賞与、残業手当など給与所得とされるもの
- ●給与等に含まれないものの例 退職金など給与所得とされないもの
- ※ 役員及び役員の特殊関係者(6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族)は 国内雇用者に含まれない為、本制度には算入できません。

⋒ 教育訓練費について

所得の金額の計算上損金の額に算入される、国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を 習得・向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。

●対象者 法人又は個人の国内雇用者

※ 役員、役員の特殊関係者(親族等)、内定者、個人事業主等は含まれません。

●教育訓練費の範囲

- 〇法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用 (外部講師謝金等、外部施設使用料等)
- 〇他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用(研修委託費等)
- 〇他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用 (外部研修参加費等)
- ※ 教育研修費に関しては<u>明細書の保存</u>が必要となり、 費用算入の可否や保存する明細の記載事項等が細かく定められています。

● 教育訓練費の明細書について

明細書は決まった様式はありませんが、下記事項の記載は必須となります。(※提出は不要)

1.教育訓練等の実施時期 「年月」は必須、「日」は任意で記載

2.教育訓練等の実施内容 教育訓練等のテーマや内容及び、実施期間

3.教育訓練等の受講者 教育訓練等を受ける予定、又は受けた者の氏名等

4.教育訓練費の支払証明 費用を支払った年月日、内容及び金額並びに 相手先の氏名又は名称が明記された領収書等

【明細書の例】

教育訓練費に関する明細書 令和5年度								
No.	実施時期	内容及び実施期間	受講者	支払証明	支払額 (税込)			
1	2023年5月2日	薬剤師スキルアップセミナー セミナー参加 (1日)	00 00	領収書(別紙1)	16,500円			
2	2023年7月8日	処方薬に関する 勉強会参加 (2日間)	00 000	領収書(別紙2)	33,000円			
3	2023年7月8日	処方薬に関する 勉強会参加 (2日間)	000 00	領収書(別紙3)	33,000円			
	82,500円							

※ 適用を受けようとする年度の<u>前年度分も作成</u>して下さい。 O円の場合もそれが分かるように記載して下さい。

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。